

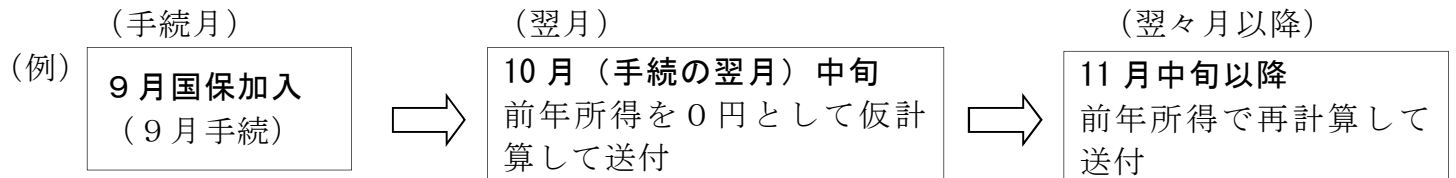
転入されて国民健康保険に加入したかたへ

国民健康保険税は前年所得をもとに金額を算定します。

転入されたかたで、加入手続月の末日までに前住所地に前年所得の確認ができなかったかたは、所得を0円として仮計算した納税通知書を送付します。この場合、所得確認ができ次第、その所得で再計算し、改めて納税通知書を送付します。確認後の所得により課税額が大幅に増額となる場合がありますのでご了承ください。

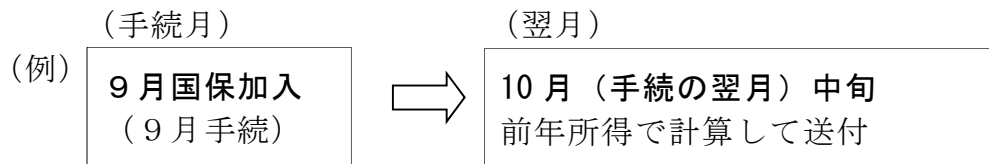
※なお、前住所地で軽減（非自発的失業軽減・産前産後期間の軽減）を受けていたかたは、秋田市にも届出が必要となりますので、下のお問合せ先までご連絡ください。

【加入の手続をした月の末日までに前年所得の確認ができなかった場合】



【加入の手続をした月の末日までに前年所得の確認ができた場合】

加入手続月に前年所得が確認できた場合は、前年所得で計算した納税通知書を翌月に送付します。



※前住所地からの回答時期によって、前年所得で計算した納税通知書を送付するまで2か月以上の期間を要する場合があります。

【お問合せ先】 賦課担当 018-888-5632

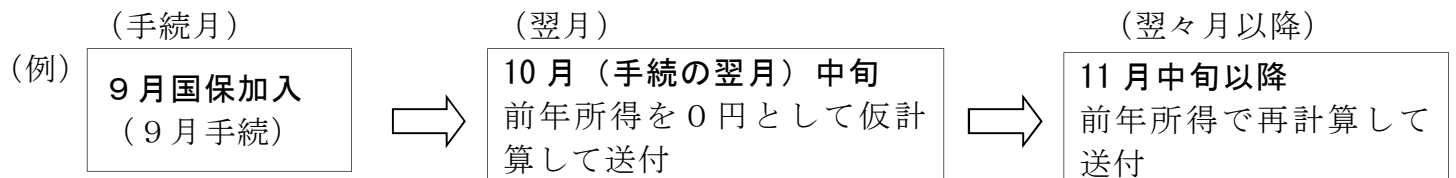
転入されて国民健康保険に加入したかたへ

国民健康保険税は前年所得をもとに金額を算定します。

転入されたかたで、加入手続月の末日までに前住所地に前年所得の確認ができなかったかたは、所得を0円として仮計算した納税通知書を送付します。この場合、所得確認ができ次第、その所得で再計算し、改めて納税通知書を送付します。確認後の所得により課税額が大幅に増額となる場合がありますのでご了承ください。

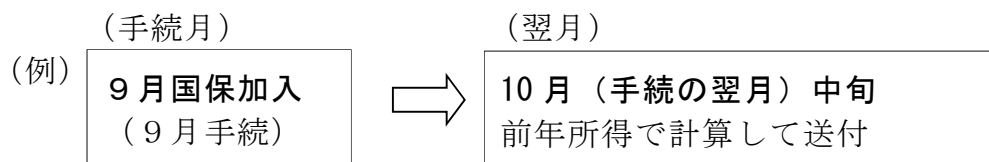
※なお、前住所地で軽減（非自発的失業軽減・産前産後期間の軽減）を受けていたかたは、秋田市にも届出が必要となりますので、下のお問合せ先までご連絡ください。

【加入の手続をした月の末日までに前年所得の確認ができなかった場合】



【加入の手続をした月の末日までに前年所得の確認ができた場合】

加入手続月に前年所得が確認できた場合は、前年所得で計算した納税通知書を翌月に送付します。



※前住所地からの回答時期によって、前年所得で計算した納税通知書を送付するまで2か月以上の期間を要する場合があります。

【お問合せ先】 賦課担当 018-888-5632